

岐阜県建設工事等電子入札実施要領

(平成14年12月3日工検第187号、治林第526号)

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第134条（第139条において同条を準用する場合を含む。）の規定に基づき、岐阜県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量・設計等業務（規則第126条第1項第2号から第6号までに規定する業務をいう。）委託及び森林整備業務の請負の競争入札に付する入札手続を岐阜県建設CALS/EC電子入札システム（以下「建設工事等電子入札システム」という。）により行う場合において、規則に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加者の指名等)

第2条 収支等命令者は、入札手続を電子入札により行う場合（以下「電子入札による場合」という。）は、建設工事等電子入札システムにより規則第137条第1項に規定する入札参加者の指名及び規則第138条に規定する入札の通知（以下「入札の通知」という。）を行うものとする。
2 収支等命令者は、建設工事等電子入札システムによる入札の通知が困難な場合には、書面により入札の通知を行うものとする。

(予定価格等の登録)

第3条 収支等命令者は、電子入札による場合は、入札の通知を行う前に、次の各号に掲げる金額を建設工事等電子入札システムに登録するものとする。
一 規則第111条の規定により定められた予定価格
二 規則第112条の規定により定められた最低制限価格
三 岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領（平成10年3月30日付け監第775号）4又は岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査要領（平成22年3月29日付け技第1544号）第3条の規定により定められた基準価格

(入札書)

第4条 入札書は、電子入札による場合は、規則第128条（規則第139条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、収支等命令者があらかじめ指定する日時までに建設工事等電子入札システムにより提出するものとする。ただし、収支等命令者の承諾を得て又は収支等命令者の指示により入札書を書面で提出する場合（以下「書面入札」という。）は、規則第128条の規定によるものとする。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退するときは、建設工事等電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、収支等命令者の承諾を得て、書面により提出することができる。

(無効の入札)

第6条 第4条の入札書を建設工事等電子入札システムにより提出した場合は、規則第130条第5号の規定中「入札書に記名押印がない」とあるのは「電子認証書を取得していない者が入札をした」と読み替えるものとする。

(開札)

第7条 収支等命令者は、当該入札において書面入札がある場合には、建設工事等電子入札システムによる入札の締め切り後、当該入札書記載金額を建設工事等電子入札システムに登録するものとする。
2 収支等命令者は、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会いの上で、建設工事等電子入札システムにより開札を行うものとする。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。
3 前項の開札の場所及び日時は、入札の通知の際に示すものとする。

(くじによる落札者の決定)

第8条 前条第2項の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、建設工事等電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札者を定めるものとする。ただし、書面入札による者が含まれている場合等、建設工事等電子入札システムによる実施が困難な場合は、収支等命令者が指定する場所及び日時において、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者

を定めるものとする。

(委任状)

第9条 入札参加者が電子入札により入札を行った場合で、代理人が第7条第2項の開札に立ち会い、又は前条ただし書のくじを引く場合は、あらかじめ委任状を提出させるものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。